

鳥取縣公報

本報 大キサハ國定規格A五

昭和二十五年四月二十五日
第 二 千 百 二 号
火 曜 日

條 例

◇鳥取縣條例第二十一号

昭和二十五年三月鳥取縣條例第十四号鳥取縣稅納期限變更條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅納期限變更條例中改正條例

鳥取縣稅納期限變更條例中「船舶稅」の下に「自動車稅第一期分」を加える。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百十三号

鳥取縣立米子兒童相談所を昭和二十五年四月一日から鳥取縣會計規則第二條の規定による解に指定した。

昭和二十五年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百十四号

公有水面埋立竣功期限伸長の件次の通り承認した。

昭和二十五年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、埋立の区域 西伯郡外江町及び渡村地先中海公有水面
- 一、同 面積 五十七町步
- 一、竣功伸長期限 昭和二十八年三月三十一日
- 一、申請者 岡山市石関町 岡山農地事務局長 重政庸徳

◆鳥取縣告示第二百十五号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十五年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う町
- 二、條例制定の認可年月日

日野那江尾町

昭和二十五年四月十一日

◆鳥取縣告示第二百十六号

昭和二十五年四月鳥取縣告示第八十四号による鳥取縣総合用生パン、玉うどん及び小麦粉自由選択配給制度実施に伴う在品目の購入切符の様式を五月分より次のように改める。

昭和二十五年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

小麦粉製品自由選択購入切符

- 附記 (一) この切符は毎月印刷するものとし月名及び色彩
- (1) この券と引換えに次の品目の内何れかを縣指定販売店又は受持の配給所で購入して下さい。
 - (2) この券に交付配給所印を交付責任者印のない場合は無効です
 - (3) この券は紛失しても再交付しません
 - (4) この券は他人に貸与譲渡はできません
 - (5) この券は切離して使用することはできません
 - (6) 購入品が量不足又は品質不良の際は取替えますからよく注意して下さい

同	同	小麦粉 玉うどん 生パン 1食購入券
同	同	鳥取縣
同	同	昭和二十五年5月末日まで有効

現在区域

大字名	字名	地番	区域	地目
小鴨	出口	一三二六	山林	山林
同	平ラ林	一三二〇ノ三	同	同
同	同	一三二一ノ三	同	同
同	同	一三二五	同	同
同	城ノ後	一三〇六ノ一	同	同
同	同	一三〇五ノ五	同	同
同	同	一三〇八ノ八	同	同
同	同	一三〇九ノ九	同	同
同	出口	一三二八ノ二	同	同
同	城ノ後	一三〇五ノ三	畑	同
同	同	一三〇四ノ四	同	同

はその都度変えるものとする。
(二) 一食購入券の数は毎月の加工計画により決定するものとする。

変更区域

大字名	字名	反別	附記
小鴨	大平ル	、六〇〇	全部
同	同	、四一〇	全部
同	同	、二一九	全部
同	同	、五〇〇	全部
同	同	、一一一	全部
同	出口	、一一一	全部

◆鳥取縣告示第二百十七号

耕地整理施行のため東伯郡小鴨村の大字、字の区域を次のように変更した。

昭和二十五年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- (イ) 鳥取放送局
- (ロ) 鳥取縣(厚生課)
- (ハ) 大阪鉄道局米子管理部
- (ニ) 境海上保安部
- (ホ) 測候所(觀測所)に於て地震及び津波の發生の虞れあると予知した場合は直ちに傳達中樞機關に通報すること。
- (ヘ) (管区氣象台及び地方氣象台よりの傳達を受けた場合も含む)
- (ニ) 管区氣象台、地方氣象台及び測候所(觀測所)並びに所屬機關より津波來襲の通報を受けた傳達機關の中樞は、通報せられた地域及び予報の種別に応じそれぞれこれを予報傳達受領責任者に傳達すること。
- (イ) 予報は地震規模、震源地發震時、津波の有無、警戒区域津波の程度、被害予想等を含むを原則とするが、判定の時間的制約、傳達操作上第一報は別紙予報文により傳達すること。
- (ロ) 予報傳達を受けた傳達受領責任者は迅速適切なる

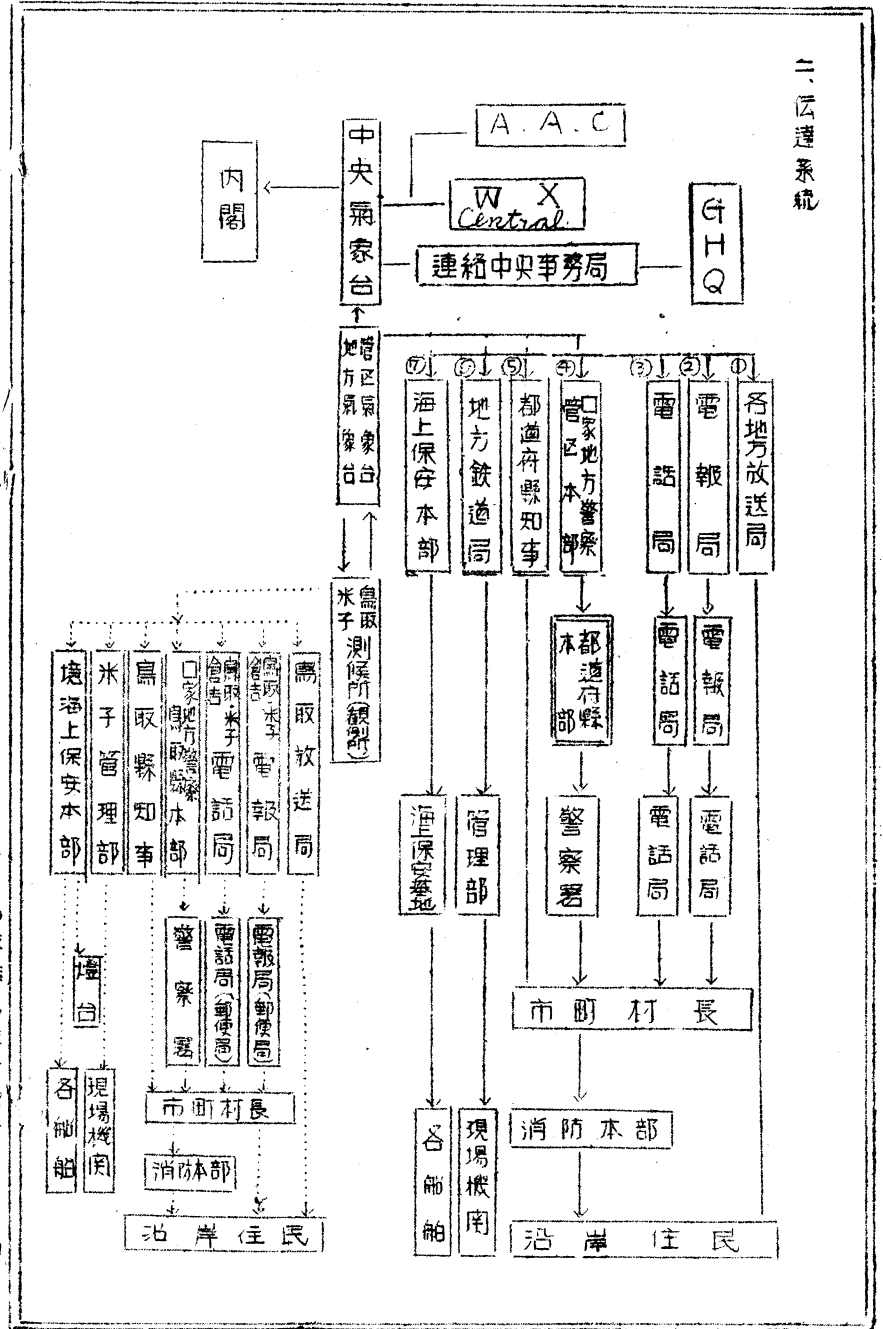
- 方法により一般民衆に傳達すると共に見張人をして見張りせしめること。
- (イ) 津波予報の傳達は各傳達中樞機關の責任に於て他の通信より優先して送達すること。
- (ロ) 放送局は津波情報を受けた時はラヂオを最大限に利用し直ちに放送すること。
- (ハ) 通信系統については中樞機關及び關係方面と密接なる連絡を図り定期的に試験を行うこと。
- (ニ) 關係市町村長は平時に於て關係機關と密接な連絡を図り津波予報の連絡及び傳達に協力すること。
- (三) 津波警戒区域内の市町村長は左の事項の具体的な計画を樹立すること。
 - (イ) 津波警報を最も迅速適確に一般民衆に傳達する計画を予め樹立し津波警報とその傳達方法を一般民衆に対し周知徹底せしめること。
 - (ロ) 一般各家庭に津波警報を傳達する方法を工夫し置くよう充分留意すると共に学校、工場、病院等の諸施設の疎開計画を樹立して置くこと。

- (イ) 津波來襲に備え予め人口地形を考慮し、避難箇所を選定すること。
- なおこの選定については応急救助(避難所で炊出し)が直ちに開始出来るよう考慮すること。
- (ロ) 避難箇所毎に定員を決定しこれに入所する地区の割当を定めること。
- (ハ) 避難箇所に通ずる道路を選定し地区別使用方法を定めること。
- (ニ) 右避難方法は一般民衆に周知徹底せしめ避難の

際(三)の津波警報の傳達系統は關係機關の機能を最大限に發揮した場合に於て初めて其の効果を期し得るものであつて、津波の状況によりこの系統による傳達のみに依存出来ない事態の發生も少からず予想されるので關係市町村長は常に各關係機關(管区氣象台及び測候所、觀測所)の協力を得て一般民衆に対し津波教育の徹底を図りこれを補うものとする。

予報文	予報文	解説
ツナミナシ	津波はない	
ヨワイツナミ	津波は予想されるが大きいものではない、被害はない見込ですが一応用心して下さい。予想される津波の高さは高い所で二、三米程度多くの所で一米程度或はそれ以下と思つてよいでしょう。	
オオツナミ	津波による被害が予想されるから嚴重な警戒をして下さい。予想される津波の高さは高い所で五、六米以上に達する見込ですから特別に津波の大きくなりやすい処今までに津波の被害を受けた様な処では充分注意をするよう、その他の処でも二、三米位に達すると思われれます。	
ツヤミカイジヨ	津波の危険はなくなりました。	

二、伝達系統



昭和二十五年四月二十五日印刷
 昭和二十五年四月二十五日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町取縣